

## 「かかりつけ薬局」ことはじめ

元日本薬剤師会会長・佐谷 圭一

欧米では、患者や家族は、医師の書いた処方せんを近所の薬局に渡し、薬剤師から薬を受け取る。何世紀も前から行われてきた医薬分業制度だ。

医師は「薬の利ざやでもうけているのでは」などと疑われることはない。薬の仕入れや在庫管理など専門外の業務に煩わされず、医師本来の業務に専念できる。(略)こうした体制づくりが待たれるのは、既に危険にさらされている人々がいるからだ。

その第一は高齢者たち。高齢になると、いくつもの病気を抱え、いくつもの科を訪ねることが多くなる。それぞれの科の医師は、ある時は患者への親切から、ある時は経営上の必要性から、たくさんの種類の薬をわたす。

それが重なり合うと、時として一人一人の医師が予想もしなかった薬の相互作用や重複による副作用があらわれる。(略)同じ作用の薬を偶然、別々の科から受け取って飲み、量が多すぎて被害を受けることも少なくない。

高齢者は肝臓や腎臓が弱っているので、薬の影響を特に受けやすいのだ。

一人一人が「かかりつけの薬局」を持ち、そこに、患者ごとの「薬歴簿」が備えられており、専門知識を持った薬剤師が処方せんをチェックする仕組みが整っていれば、こうした危険はたやすく防ぐことができる。納得いくまで説明を聞くこともできよう。(略)処方せんが、「患者のかかりつけ薬剤師」という第三者の目にふれることがブレーキとなって、医師の薬の選択が注意深くなることも期待できる。無駄な処方が減り、安全性が増すとともに医療費が節約できるだろう。

(1989年8月25日・朝日新聞社説)

平成元年の初夏のある日、私は、当時朝日新聞の論説委員だった大熊由紀子さんと会って、医薬分業のメリット論を展開したことがありました。

それから数カ月後にこの社説が掲載されたのです。

「かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師」なる言葉は、一部には私が言い始めたように思っている人がいますが、この言葉を思いつき、且つ公にしたのは、他ならない大熊由紀子さんでした。

医薬分業論のメリットを説明しながら、患者さんが「行きつけの薬局」で、処方せんの調剤も受けられ、大衆薬も購入でき、その薬局に「薬歴簿」が備わっているならば、リスクマネジメントを主としたサービスが受けられる筈と説明した私に対して、「佐谷さん、行きつけという言葉では飲み屋さんを連想するのは？ かかりつけにしてはどうでしょうか!」と言われたのでした。

そして、医師会に遠慮して躊躇していた私に対して、「朝日新聞では、かかりつけ薬局でおしますから、薬剤師会でもぜひそうなさって下さい」とまで言ってくれたのでした。

帰り際、日本医師会の医薬分業関連の常任理事を訪ね、おそろおそろ「かかりつけ薬局」なる語を日本薬剤師会で使いたいかと相談をもちかけると、「医薬分業になれば、薬局は医療機関としての自覚が必要なことから、いいことです」という言葉が即座に返ってきました。

「かかりつけ」なる言葉は、薬局にしろ、ドラッグストアにしろ、薬を扱う人達の責任の自覚を求められている言葉なのですね。

(薬の道のり③「かかりつけ考」より)